

## 追加 6-7

## 贈与契約と贈与税

## 1 贈与契約の種類

贈与も契約により行ないます。「100 万円あげる」と贈与者が言っても、受贈者が「いら  
ない」と言えば贈与は成立しません。双方の意思表示が必要です。なお、贈与契約に書面  
(契約書など)は必要ありません。口頭での贈与契約も有効です。ただし、口頭での贈与  
契約では、履行前(贈与する前)であれば取消することができます。また、贈与契約にも次  
の通り種類があります。

## ▼贈与契約の種類

単純贈与	1 回ずつ契約する贈与のことで、これが通常の贈与にあたる
定期贈与	「これから〇年間にわたって〇〇万円ずつ贈与する」というように定期的に 贈与する
負担付贈与	「マンションと住宅ローンをいっしょに贈与する」というように借金等の負担もい っしょに贈与する。受贈者が債務を履行しない場合、贈与者は贈与契約を解除する ことができる。
死因贈与	「私が死んだら〇〇をあげる」というように贈与者の死亡を原因として贈与が行わ れる。死因贈与は相続税の課税対象となる。贈与税ではない点に注意。

## &lt;参考&gt;

不動産売買では売主に瑕疵担保責任が課されてきました。しかも売主がその瑕疵を知ら  
なかったとしても責任を負う必要がありました。(5-10 節参照)

贈与においても贈与者に瑕疵担保責任が課されるのかが問題となります。贈与では贈与  
者が瑕疵を知っていたにもかかわらずそれを受贈者に告げなかったケースのみ責任を負うこ  
とになっています。

赤字の個所を追記しました。